

# 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱

## (目 的)

第1 油ヶ淵の水質浄化を図るため、油ヶ淵水質浄化促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

## (事 業)

第2 協議会は、第1の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 水質保全対策の推進に関すること。
- (2) 水質保全のための啓発及び実践活動に関すること。
- (3) 水質浄化促進行動計画の策定・実施及び効果の評価に関すること。
- (4) 水質保全のうちにごり改善対策に関すること。
- (5) 水質保全のための調査、研究に関すること。
- (6) 水質保全に必要な情報交換に関すること。
- (7) その他水質保全に必要と認められること。

## (構 成)

第3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 愛知県知事
- (2) 碧南市長
- (3) 安城市長
- (4) 西尾市長
- (5) 高浜市長

## (役 員)

第4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、愛知県知事をもってあてる。

3 副会長及び監事は構成員の互選により定め、その任期は1年とする。

## (役員の職務)

第5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

## (会 議)

第6 協議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 協議会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会)

第7 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、会長が召集し、別表2に定める者が議長となる。

4 幹事会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会の所掌)

第8 幹事会は、協議会の委任を受けた事項について企画立案及び決定を行う。

(作業部会)

第9 幹事会は、企画立案に必要な調査研究を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第10 協議会の事務を処理するため、別表3のとおり事務局を置く。

(委員会等)

第11 協議会は、事業の実施に必要な場合に有識者等から意見を求めることができる。

(コンソーシアム等)

第12 協議会は、事業の実施に必要な場合に任意の事業体を設置することができる。

(経 費)

第13 協議会の経費は、愛知県、碧南市、安城市、西尾市及び高浜市の負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(雑 則)

第14 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

別表1（第7の2関係）

愛知県	環境局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 西三河県民事務所長 西三河農林水産事務所長 西三河建設事務所長 知立建設事務所長
碧南市	経済環境部長 建設部長 開発水道部長
安城市	産業環境部長 建設部長 上下水道部長
西尾市	産業部長 環境部長 上下水道部長
高浜市	市民部長 都市政策部長

別表2（第7の3関係）

事業	議長
要綱第2に掲げる事業のうち、（3）以外に関する事項について	愛知県環境局長
要綱第2に掲げる事業のうち、（3）に関する事項について	愛知県建設局長

別表3（第10関係）

所掌事務	事務局
要綱第2に掲げる事業のうち、（3）及び（4）以外に関する事項について	愛知県環境局環境政策部 水大気環境課
要綱第2に掲げる事業のうち、（3）に関する事項について	愛知県建設局 下水道課及び河川課
要綱第2に掲げる事業のうち、（4）に関する事項について	愛知県 環境局環境政策部水大気環境 課、 農業水産局農政部農業経営課 及び 建設局河川課